

【改正後の内容】

1. 定年引上げ又は定年の定めの廃止

措置内容（引上げ年齢） 60 歳以上被保険者	65 歳	66～69 歳		定年の引上げ （70 歳以上）又は 定年の定めの廃止
		5 歳未満	5 歳以上	
10 人未満	25 万円	30 万円	85 万円	120 万円
10 人以上	30 万円	35 万円	105 万円	160 万円

2. 希望者全員を 66 歳以上の年齢までの継続雇用制度の導入

措置内容（引上げ年齢） 60 歳以上被保険者	66～69 歳		70 歳以上
	4 歳未満	4 歳	
10 人未満	15 万円	40 万円	80 万円
10 人以上	20 万円	60 万円	100 万円